

16 高校生等の就学支援について

(文部科学省)

【内容】

- (1) 公立高校の授業料実質無償化は、国の施策により実施するものであり、全額国庫負担とすること。
なお、公立高校の授業料実質無償化における政令に規定した「文部科学大臣が財務大臣と協議して定める率」については、その根拠を地方公共団体に対して明らかにするとともに、国の財源不足を地方に転嫁しないこと。
- (2) 私立高校等の生徒への就学支援金について、低所得層に対する補助を拡充するとともに、就学支援金支給に要する事務経費を増額すること。
- (3) 低所得者世帯を対象とする給付型奨学金を国の責任において創設すること。
- (4) 高校生修学支援基金事業の実施期間を延長するとともに、専修学校高等課程授業料軽減補助を基金の対象とすること。さらに、基金取崩し割合を撤廃すること。

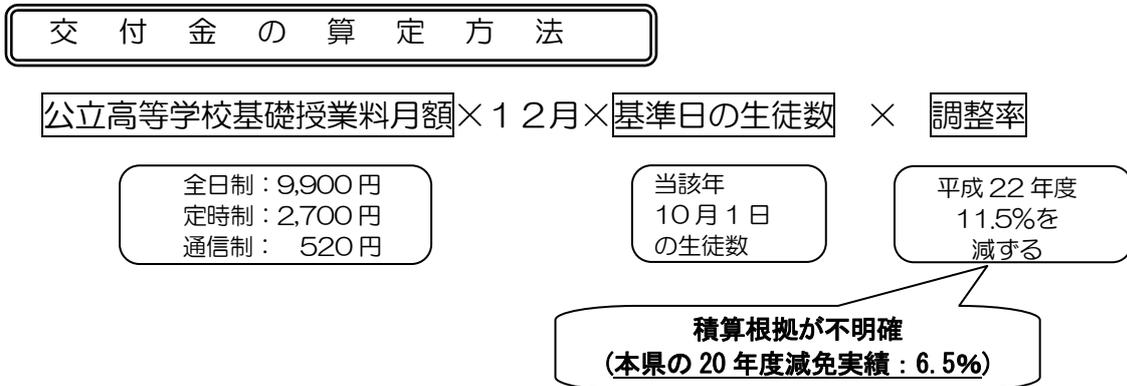
(背景)

- 「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が平成22年4月から施行され、公立高校について授業料を徴収しないこととともに、私立高校等の生徒がその授業料に充てるために就学支援金が支給されることとなった。
- 公立高校の授業料の不徴収は国が全国一律の制度として実施することから、全額国庫負担が原則である。また、文部科学省が国費算定方法の中で示した「大臣が協議して定めた率」は、平成22年度において11.5%を減じたものとしているが、積算根拠が明確にされておらず、各都道府県における減免実績(率)との間に乖離がある。
- 一方、私立高校等の生徒に支給される就学支援金は、公立高校生が負担軽減される額と同額の月額9,900円(年額118,800円)で、保護者の所得によって加算(1.5倍又は2倍)されるが、全国私立高校の平均授業料年額354,505円には及ばず、所得の低い世帯においても、授業料負担が残る状況になっている。また、就学支援金支給に要する事務経費について、学校における支給に要する所要額を国の責任においてしっかりと措置する必要がある。
- 学校教育においては授業料以外にも入学料等の納付金など多額の経費が必要であるため、低所得世帯の負担を軽減する必要がある。高校無償化法案可決の際には給付型奨学金の創設などを盛り込んだ附帯決議が可決されており、本県に対しても制度を創設してほしいとの要望が多数寄せられている。
- 国の緊急経済対策として交付された高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により、各都道府県は平成21年度から高校生修学支援基金を創設し、私立高等学校授業料軽減事業及び高等学校等奨学金事業に基金を活用しているが、対象期間は平成23年度までとなっている。また、専修学校高等課程授業料軽減は、基金の対象になっていない。

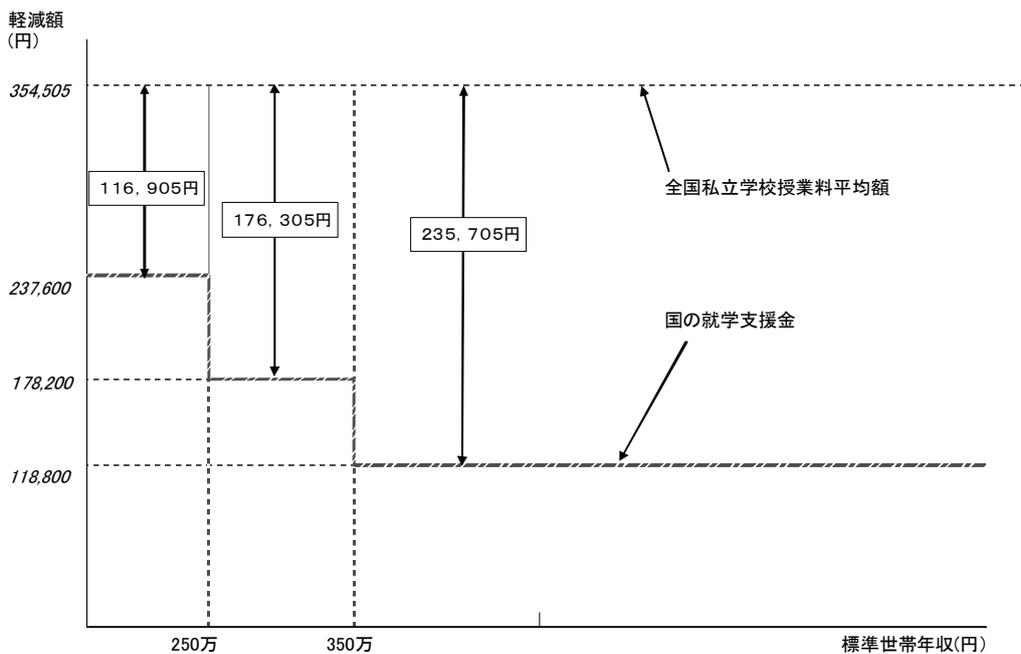
- さらに、現行の制度においては、平成20年度に比べ増加した人数に係る補助額には、全額が基金から充当される。しかし、補助単価の引き上げや補助要件を拡げたことによる増額分には、2分の1の充当にとどまっている。

(参 考)

公立高校—不徴収による授業料無償化—



私立高校等の生徒への就学支援金制度



高校生修学支援基金の利用の仕組み

- 基金の対象となる県事業
 - 私立高等学校授業料減免事業費補助金
 - 高等学校等奨学金貸付金
 - 私立高等学校入学納付金補助金
- 基金の対象となっていない県事業
 - 私立高等学校等授業料軽減補助金のうち専修学校高等課程分

